

No.	資産名称	事項	詳細	対応状況【措置通知年月日：令和元年12月27日】
4	賀露町の土地	意見	当該土地は売却予定であり、売却の話は隣接する土地の所有者だけでなく、所管課及び電話番号等を掲載した売土地看板の設置等により、地域住民及び民間事業者に対して広く情報提供を行い、積極的な売却に向けて取り組む必要がある。	【完了】 隣接する土地所有者に購入を打診しましたが購入希望がないため、隣接する別の土地所有者へ購入の打診を行い、相手方の融資先との調整状況を勘案しながら連絡をとり、購入していただけるよう粘り強く交渉を行っています。 今後の交渉結果によって、公売に向けての事務作業を進めて行くこととしています。
5	南隈の土地	意見	当該土地は売却予定であり、売却の話は隣接する土地の所有者だけでなく、所管課及び電話番号等を掲載した売土地看板の設置等により、地域住民及び民間事業者に対して広く情報提供を行い、積極的な売却に向けて取り組む必要がある。	【完了】 隣接する土地所有者に購入を打診しましたが購入希望がないため、隣接する別の建物所有者へ打診しており、連絡をとりながら、売却へ向けた努力をしています。 12月末を交渉の目途とし、購入の希望が無い場合は、公売に向けての事務作業を進めて行くこととしています。
7	足山の土地	意見	当該土地については、神社の御神灯が鳥取大地震で倒れたまま置かれており、未利用ではない。このような状況でほかの用途へ使用することは困難と思われることから、地元の神社関係者が御神灯の置場として引き続き使用するという意思があれば協議のうえ、現状のまま無償譲渡することが有用であると考えられる。	【完了】 現地確認の結果、他の用途での使用は困難であり現状維持が現実的であると考えられます。地元町内会と協議し、維持管理に関する覚書を締結（令和元年11月）しました。
8	旧大正保育園	意見	当該建物は、利活用が可能と考えられる低未利用施設として情報公開され、民間事業者からの提案募集が行われたが、提案はなかった。 当該建物の周辺には、小学校や公民館、住宅、工場などがあることから今後の有効な利活用方法等を検討すべきであるとする。	【完了】 本市としては売却し民間による有効な利活用が最善と考えており、当該建物の売却に向けた地元説明会を実施（令和元年6月）しました。引き続き有効な利活用に向けて取り組んでいきます。
11	新の土地	指摘事項	当該土地については、普通財産として固定資産台帳に登録されているが、そもそも下水道用地として利用されている。下水道用地は、鳥取市下水道等事業会計で管理する固定資産台帳で管理されており、上記の一般会計の固定資産台帳に計上すべきものではないため、固定資産台帳から削除する必要がある。	【完了】 ご指摘のとおり下水道用地であるため、固定資産台帳から削除し、下水道管理室に所管替えを行いました。 固定資産台帳の作成時に不備があったものであり、今後こうした不備が起らないよう複数の者でチェックを行うことなど注意します。
14	美穂 宅地3	指摘事項	人権推進課の職員の同行による現地確認の結果、当該土地については、大半は山林であるが、正確な土地の所在が確認できなかった。市は土地の所在を調査したうえで、当該土地の一部に神社の土地が含まれている場合は、神社側と貸付契約の締結を行う必要がある。	【完了】 現地確認の結果、監査対象となった土地のうち2筆（地番：697-2、697-3）は、現状が山林であるため、地目変更を行いました。残り1筆（地番：740-5）は、公衆用道路であり林道の一部であるため、林務水産課に所管替えを行いました。 また、土地の所在を確認した結果、当該土地に神社は含まれていませんでした。
	西円通寺大型共同作業場	意見	当該土地及び建物については、貸付可能な業種の制限があるとのことだが、その制限を明らかにし、所管課及び電話番号等を掲載した看板の設置等により、地域住民及び民間事業者に対して広く情報提供を行い、積極的な貸付に向けて取り組む必要がある。	【完了】 鳥取市土地開発公社の協力を得て、近隣事業者等への売却又は貸付等に向け取り組んでいます。

No.	資産名称	事項	詳細	対応状況【措置通知年月日：令和元年12月27日】
15		意見	当該土地及び建物の貸付料については、市の算定基準に基づいて決められているが、貸付先が見つからない状況が今後も続くのであれば、貸付料の見直しを行い、借主が借りやすいようにすることを検討する必要がある。	【完了】 鳥取市土地開発公社の協力を得て、近隣事業者等への売却又は貸付等に向けて取り組んでいます。 また、普通財産の貸付料算定のあり方を一部見直すなど、民間事業者の参入を促す取り組みを実施しました。
16	中ノ郷 宅地3 中ノ郷 砂浜1	意見	当該土地の一部は、除雪した雪の排雪場所として利用されているが、当該土地の今後の利活用について、積極的に情報提供することにより、地域住民及び民間事業者から広く利活用策を募集することが望ましい。	【完了】 砂丘周辺の活性化に向けて当該土地に民間事業者による集客施設を誘致することをめざし、民間事業者を公募しました。
18	集会所用地	指摘事項	当該土地については、ごみ集積場所届出書は提出されているが、集会所施設及びゴミステーションの貸付契約が結ばれていない。地元町内会とこれらの貸付契約を締結する必要がある。	【完了】 ご指摘を受け、地元町内会と協議し、ゴミステーションについては貸付契約を締結しました。（平成31年4月）（鳥取市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項第1号に基づき無償貸付） また、集会所について地元と協議した結果、退去していただくこととなりました。
20	旧国府町総合支所	意見	中郷橋の架け替えによる道路形状の変更で、当該土地の境界が確定し、その後売却を進めていくことになるが、それまでの間、旧総合支所の本館の建物は、老朽化が激しく、一部落下物等が見受けられた。建物の前は、宮ノ下小学校の通学路になっており、大変危険である。今後の売却のためにも、解体を検討する必要がある。 土地の境界が確定後、当該土地について、所管課及び電話番号等を掲載した売土地看板の設置等により、地域住民及び民間事業者に対して広く情報提供を行い、積極的な売却に向けて取り組む必要がある。	【完了】 現在、建物解体費の確保が困難であることから、建物解体を条件とした現状有姿での売却をめざして手法の検討を行っています。 なお、当該土地は、近隣の中郷橋の架け替えによる境界変更が予定されています。県（橋架け替え工事主体）と協議し、境界を確定させた後、具体的な事務手続きを進めます。
21	国府町宮下の土地	指摘事項	当該土地は、下水道施設用地であり、行政財産である。 市は、この土地が未利用になっていた経緯を検討し、固定資産台帳等の管理を徹底し、財産経営課から適正な所管課へ変更する必要がある。	【完了】 監査結果を受け、関係課と協議・調査した結果、下水道施設用地として認められなかったことから、引き続き財産経営課で所管とします。 今回、未利用と判断していたことは未利用施設リストを作成した担当者の認識不足でした。今後こうした不備が起こらないよう注意します。
22	倉田 雑種地2	意見	当該土地は売却予定であるため、所管課及び電話番号等を掲載した売土地看板の設置等により、地域住民及び民間事業者に対して広く情報提供を行い、積極的な売却に向けて取り組む必要がある。	【完了】 鳥取市土地開発公社の協力を得て、近隣の民間事業者への売却に向けて検討を進めています。
27	ふたば保育園	意見	当該土地及び建物の有効な利活用や売却について、公共施設マネジメント民間提案制度により意見を募集中であるが、さらに広く積極的に情報提供することにより、市民及び民間事業者から新たに利活用策を募集することが望ましい。	【完了】 民間提案制度（施設再生型）により、広く利活用の募集を行った結果、2事業者が現地視察を行うなど、利活用に向けて関心を持っていただきました。引き続き、施設利活用に向けて検討を進めていきます。

No.	資産名称	事項	詳細	対応状況【措置通知年月日：令和元年12月27日】
29	公共用地64（R482歩道事業）（佐治町大井の土地）	意見	当該土地は、一種農地で転用不可となっており、利用する業種に制限があるとのことだが、当該土地の今後の利活用について、積極的に情報提供することにより、地域住民及び民間事業者から広く利活用策を募集することが望ましい。	<p>【完了】</p> <p>当該土地は、農地法で定められる第一種用地であり、公共事業以外の転用は認められていません。監査結果を受け、現地を再度確認しましたが、立地条件をふまえると本市として公共事業を行う予定はないと考えています。</p> <p>地元（隣接する土地の所有者）に対して貸付又は売却に向けた情報提供を行った結果、購入等の意思が無いことが確認されたため、看板設置等を行い地域住民に対して広く利活用を募集しています。</p>
32	公共用地14（佐治町加茂）	指摘事項	当該土地は市への名義変更が行われておらず、個人名義のままとなっている。市は、所有権移転登記を直ちに行う必要がある。	<p>【完了】</p> <p>顧問弁護士と相談した結果から判断し、登記名義者と所有権者が異なっても問題なく、所有権移転が困難であることをふまえ現状維持とします。</p>
		意見	当該資材を早急に撤去し、今後の見通しは不明確であるが、所管課及び電話番号等を掲載した売土地看板の設置等により、地域住民及び民間事業者に対して広く情報提供を行い、積極的な売却に向けて取り組む必要がある。	<p>【完了】</p> <p>顧問弁護士と相談した結果から判断し、登記名義者と所有権者が異なっても問題なく、所有権移転が困難であることをふまえ現状維持とします。</p> <p>なお、貸付期間が終了した際には当該住民と方向性を協議します。</p>
34	ふれあいと創造の丘用地	意見	当該土地については、取得してから未利用の状況にあり、163,587.54㎡にもよる広大な土地が20年以上の長期間にわたり、利活用されていない状況にある。里山として維持管理することとされ、現状では利活用が困難な状況にあるが、多額の資金を投入して購入した広大な土地であり、何らかの利活用を検討する必要がある。積極的に情報提供することにより、各方面や地域住民からの当該土地の利活用策を募集することが望ましい。	<p>【完了】</p> <p>広大な土地であり、気高町地域振興会議等の関係機関とともに行政目的としての利活用策の検討を進めています。</p> <p>なお、行政目的での利活用が困難と判断された場合、民間事業者から利活用の案を募集し、様々な角度から利活用の方向性を検討していきます。</p>
36	土地台帳になし・非課税マスタにあり（気高町宝木の土地）	意見	当該土地については、河川堤防を通らなければ現地に行くことができず、行政目的で使用することは困難と考えられるが、隣接土地の所有者などに売却できる可能性はある。「鳥取市市有地売払事務処理要綱」に基づき、隣接する土地の所有者へ随意契約により売却するなどの努力を行うべきと考える。	<p>【完了】</p> <p>当該土地について行政利用を検討しましたが、行政としては不要と判断されました。これを受け、隣接する土地の所有者に売却について打診しました。購入していただけないか引き続きやり取りを進めます。</p>
42	旧勝部公民館（勝部多目的センター）、紙屋駐在所用地	意見	当該土地については、土地の購入希望があるが、購入希望者は更地での購入を希望している。そして、土地の売却予定価格よりも、旧公民館の解体費の方が高く、市の予算確保の関係から、旧公民館の解体が行われないうちとなっている。旧公民館は耐震性が確保されておらず、行政目的で利用する予定もないことから、早急に解体し、売却することを検討することが望ましい。	<p>【完了】</p> <p>当該土地については、以前から建物解体（更地）を条件とした購入希望がありますが、土地売却額（鑑定評価額）より建物解体費が高額になることから現時点では現状維持したいと考えています。</p> <p>並行して、建物付き売却の可能性を探るなど、将来的な売却に向けて取り組みます。</p>
44	馬場地区野菜栽培施設（作業管理棟）	指摘事項	当該建物は、一個人が長期間にわたり物置として利用しており、管理作業棟という本来の目的で使用されていない。利用者は亡くなっているが、市有不動産を特定の者のみが利益を享受することがないよう、利用者の遺族に管理作業棟内の物品を早急に撤去するように依頼し、1日も早く本来の目的で使用できるように対応する必要がある。	<p>【完了】</p> <p>利用者の遺族によって、不要物品の撤去が完了しました。</p> <p>現在は、馬場地区野菜栽培施設利用者が活用できる状態となっています。</p>